

市議会令和6年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第3号

(第1集)

柏市

目 次

議 案 第	1 号	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 の一部を改正する条例の制定について	1
議案第	1号資料	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 の一部を改正する条例について	3
議 案 第	2 号	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例 の制定について	5
議案第	2号資料	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例 について	9
議 案 第	3 号	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例 の制定について	1 1
議案第	3号資料	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例 について	2 1

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い，個人番号の利用範囲に係る規定等の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を加え、同項ただし書中「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加え、同項第2号中「別表第1」を「別表」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 特定個人番号利用事務 利用特定個人情報

第3条第2項中「規定による特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第2項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第1号資料

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで 略 (個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、市長は当該各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、それぞれ当該各号に定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>法別表第1の下欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの</u> 規則で定める特定個人情報 (3) <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> 同表の第4欄に掲げる特定個人情報 2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、本市の機関が、本市の他の機関に対し、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該本市の他の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u> 2 前項の規定による<u>特定個人情報</u>の提供があつた場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該<u>特定個人情報</u>と同一	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで 略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、市長は当該各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、それぞれ当該各号に定める特定個人情報<u>又は利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報<u>又は当該利用特定個人情報</u>を受けることができる場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>法別表の下欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの</u> 規則で定める特定個人情報 <u>(3) 特定個人番号利用事務 利用特定個人情報</u> 2 前項の規定による特定個人情報<u>又は利用特定個人情報</u>の利用ができる場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報<u>又は当該利用特定個人情報</u>と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、本市の機関が、本市の他の機関に対し、<u>特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該本市の他の機関が当該利用特定個人情報を提供するときとする。</u> 2 前項の規定による<u>利用特定個人情報</u>の提供があつた場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該<u>利用特定個人情報</u>

の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
---	---

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

子育て部分休業を新設したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例

柏市職員勤務時間条例（昭和 53 年柏市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の 3 第 1 項中「並びに」を「，」に改め，「第 2 項」の次に「並びに第 9 条の 4 の 2 第 1 項」を加え，同条第 2 項後段中「並びに」を「，」に改め，「第 2 項」の次に「並びに第 9 条の 4 の 2 第 1 項」を加える。

第 7 条中「介護時間」の次に「，子育て部分休業」を加える。

第 9 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休業）

第 9 条の 4 の 2 子育て部分休業は，職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（任命権者が定める期間内の子に限る。）を養育するため，1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休業の時間は，前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第 9 条の 3 第 3 項の規定は，子育て部分休業について準用する。第 9 条の 5 の見出しを次のように改める。

（病気休暇等の承認）

第 9 条の 5 中「及び介護時間」を「，介護時間及び子育て部分休業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の柏市職員勤務時間条例第9条の5に規定する子育て部分休業の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（柏市企業職員給与条例の一部改正）

- 3 柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「介護時間」の次に「，子育て部分休業」を加える。

（柏市職員育児休業条例の一部改正）

- 4 柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「又は」を「，」に改め，「介護時間」の次に「又は勤務時間条例第9条の4の2第1項に規定する子育て部分休業」を加える。

議案第2号資料

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例について

柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後
(育児、介護等を行う職員の遅出勤務) 第4条の2の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項並びに第4条の3第1項及び第2項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。 2 前項の規定は、第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項並びに第4条の3第1項及び第2項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員(規則で定める職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 3及び4 略 (休暇の種類) 第7条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。	(育児、介護等を行う職員の遅出勤務) 第4条の2の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項、第4条の3第1項及び第2項並びに第9条の4の2第1項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。 2 前項の規定は、第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項、第4条の3第1項及び第2項並びに第9条の4の2第1項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員(規則で定める職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 3及び4 略 (休暇の種類) 第7条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休業</u>及び組合休暇とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認) 第9条の5 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	(子育て部分休業) 第9条の4の2 <u>子育て部分休業は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)</u>が6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(任命権者が定める期間内の子に限る。)<u>を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>子育て部分休業の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 3 <u>第9条の3第3項の規定は、子育て部分休業について準用する。</u> (病気休暇等の承認) 第9条の5 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休業</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
--	--

柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）新旧対照表（附則第3項関係）

改正前	改正後
(給与の減額) 第16条 略 2 前項の規定にかかわらず、職員が、管理者が定めるところにより部分休業又は介護休暇、介護時間若しくは組合休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第16条 略 2 前項の規定にかかわらず、職員が、管理者が定めるところにより部分休業又は介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休業</u>若しくは組合休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）新旧対照表（附則第4項関係）

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第9条 略 2 勤務時間条例第9条の5の規定による承認(勤務時間条例第9条の2に規定する特別休暇(労働基準法第67条に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))に相当する休暇として規則で定めるものに限る。)<u>又は勤務時間条例第9条の4第1項に規定する介護時間に係るものに限る。</u>以下この項において「特別休暇等の承認」という。)を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略	(部分休業の承認) 第9条 略 2 勤務時間条例第9条の5の規定による承認(勤務時間条例第9条の2に規定する特別休暇(労働基準法第67条に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))に相当する休暇として規則で定めるものに限る。)、<u>勤務時間条例第9条の4第1項に規定する介護時間又は勤務時間条例第9条の4の2第1項に規定する子育て部分休業</u>に係るものに限る。以下この項において「特別休暇等の承認」という。)を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

育児短時間勤務制度を新設したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例

柏市職員育児休業条例（平成４年柏市条例第４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市職員育児休業等条例

第５条の３第２項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、「ある職員」の次に「（会計年度任用職員にあつては、柏市会計年度任用職員給与等条例に基づき支給の対象となる職員）」を加える。

第７条第１項中「この条において」を削り、同条の次に次の９条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第７条の２ 法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第６条第１項又は柏市職員配偶者同行休業条例第１０条第１項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 柏市職員定年等条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 柏市職員定年等条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第７条の３ 法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第３条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第７条の６第１号に掲げ

る事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第7条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第7条の4 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の2第3項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める

日数を超えず，かつ，１回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

(1) ４週間ごとの期間につき８日以上を週休日とし，当該期間につき１週間当たりの勤務時間が１９時間２５分，１９時間３５分，２３時間１５分又は２４時間３５分となるように勤務すること。

(2) ４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上割合の日を週休日とし，当該期間につき１週間当たりの勤務時間が１９時間２５分，１９時間３５分，２３時間１５分又は２４時間３５分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第７条の５ 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は，育児短時間勤務承認請求書により，育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第７条の６ 法第１２条において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は，次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情)

第７条の７ 法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情は，次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生じること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（法第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第７条の８ 任命権者は，法第１７条の規定による短時間勤務をさ

せる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第7条の9 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第7条の10 第5条の2の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第8条中「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第9条第1項中「柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 11 条 第 7 条の 6 の規定は、部分休業について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の柏市職員育児休業条例第 7 条の 5 に規定する育児短時間勤務の承認の請求及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（柏市一般職職員給与条例の一部改正）

- 3 柏市一般職職員給与条例（昭和 30 年柏市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給、昇格及び昇給等）」を付し、同条第 11 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第 5 条並びに前条第 2 項から第 8 項まで及び第 10 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第 12 条第 2 項第 2 号中「短時間勤務職員」の次に「又は育児短時間勤務職員等」を加える。

第 16 条第 2 項及び同条第 3 項ただし書中「短時間勤務職員」

の次に「又は育児短時間勤務職員等」を加える。

第21条第4項中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）」を加え，同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第22条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附則第24項を附則第25項とし，附則第23項の次に次の1項を加える。

24 育児短時間勤務職員等に対する附則第17項の規定の適用については，同項中「）とする」とあるのは，「）に，算出率を乗じて得た額とする」とする。

（柏市職員勤務時間条例の一部改正）

4 柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は，前項の規定にかかわらず，当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては，同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い，任命権者が定める。

第2条の2第1項ただし書中「任命権者は」の次に「，育児短時間勤務職員等については，必要に応じ，当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし」を加え，「これらの日に加えて，月曜日から金曜日までの5日間において，」を「日曜日及び

土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において」に改め、同条第２項ただし書中「ただし」の次に「，育児短時間勤務職員等については，１週間ごとの期間について，当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき８時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え，同条第３項中「特別の勤務に従事する」を「公務の運営の事情により特別の形態によって勤務する必要がある」に，「短時間勤務職員にあっては，４週間ごとの期間につき８日」を「育児短時間勤務職員等にあっては，当該育児短時間勤務等の内容に従い１週間当たり１日」に改める。

第４条の２第１項に次のただし書を加える。

ただし，当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては，公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り，当該断続的な勤務を命じることができる。

第４条の２第２項に次のただし書を加える。

ただし，当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては，公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り，正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命じることができる。

第８条第１項中「範囲内（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

（柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正）

- 5 柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第９条の表第２１条第４項の項読み替えられる字句の欄中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあっては，給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

（柏市企業職員給与条例の一部改正）

- 6 柏市企業職員給与条例（昭和４２年柏市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「附則第１７項から第２４項まで」を「附則第１７項から第２５項まで」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例の一部改正)

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「附則第17項から第24項まで」を「附則第17項から第25項まで」に改め、同条第3項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常勤職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則第8条中「第8条」を「第8条第2号」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

議案第3号資料

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例について

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）新旧対照表

改正前	改正後
<u>柏市職員育児休業条例</u> （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第5条の3 略 2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の退職手当の取扱い） 第7条 柏市職員退職手当条例(昭和30年柏市条例第26号。以下この条において「退職手当条例」という。)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 2 略	<u>柏市職員育児休業等条例</u> （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第5条の3 略 2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員(<u>会計年度任用職員にあつては、柏市会計年度任用職員給与等条例に基づき支給の対象となる職員</u>)には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の退職手当の取扱い） 第7条 柏市職員退職手当条例(昭和30年柏市条例第26号。以下「退職手当条例」という。)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 2 略 （<u>育児短時間勤務をすることができない職員</u>） 第7条の2 <u>法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>法第6条第1項又は柏市職員配偶者同行休業条例第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) <u>柏市職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> (3) <u>柏市職員定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> （<u>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</u>） 第7条の3 <u>法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1) <u>育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> (2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第7条</u>

の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第7条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第7条の4 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条の2第3項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時

間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第7条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第7条の6 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第7条の7 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生じること。
(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第7条の8 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第7条の9 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

(部分休業をすることができない職員) 第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</u>とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業の承認は、<u>柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第4条の2第1項に規定する<u>正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))</u>にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2及び3 略 (部分休業の承認の取消事由) 第11条 法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) <u>部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。</u> (2) <u>部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。</u>	2 <u>育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u> 3 <u>育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</u> (任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新) 第7条の10 <u>第5条の2の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u> (部分休業をすることができない職員) 第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u> (部分休業の承認) 第9条 部分休業の承認は、<u>勤務時間条例第4条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。))</u>にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2及び3 略 (部分休業の承認の取消事由) 第11条 <u>第7条の6の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

改正前	改正後
(初任給、昇格及び昇給等) 第6条 略 2から10まで 略 11 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条並びに第2項から第8項まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、基準給料月額)に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第12条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,100円、使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員にあっては3,100円、使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員にあっては4,100円、使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては5,100円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあっては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあっては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあって	(初任給、昇格及び昇給等) 第6条 略 2から10まで 略 11 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条並びに第2項から第8項まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、基準給料月額)に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 <u>第6条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第5条並びに前条第2項から第8項まで及び第10項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第12条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,100円、使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員にあっては3,100円、使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員にあっては4,100円、使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては5,100円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあっては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあっては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあって

は12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあっては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあっては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあっては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあっては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあっては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあっては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては31,600円(短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 略

3から7まで 略

(時間外勤務手当)

第16条 略

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条の2第2項本文の規定により割り振られた勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計

は12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあっては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあっては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあっては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあっては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあっては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあっては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては31,600円(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 略

3から7まで 略

(時間外勤務手当)

第16条 略

2 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条の2第2項本文の規定により割り振られた勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前

が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間については、この限りでない。 4から6まで 略 (期末手当) 第21条 略 2及び3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 (勤勉手当) 第22条 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4及び5 略 附 則 (60歳を超える職員に対する経過措置) 17から23まで 略 24 略	の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間については、この限りでない。 4から6まで 略 (期末手当) 第21条 略 2及び3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 (勤勉手当) 第22条 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4及び5 略 附 則 (60歳を超える職員に対する経過措置) 17から23まで 略 24 <u>育児短時間勤務職員等に対する附則第17項の規定の適用については、同項中「ととする」とあるのは、「に」に、算出率を乗じて得た額とする」とする。</u> 25 略
---	---

柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）新旧対照表（附則第4項関係）

改正前	改正後
(勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割り振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割り振りを行うものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 3 任命権者は、<u>特別の勤務に従事する職員</u>については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき8日以上)の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割り振りについて別に定めることができる。	(勤務時間) 第2条 略 2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</u> 3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、<u>第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</u> (週休日及び勤務時間の割り振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u> 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割り振りを行うものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u> 3 任命権者は、<u>公務の運営の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員</u>については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(育児短時間勤務職員等にあっては、<u>当該育児短時間勤務等の内容に従い1週間当たり1日以上</u>)の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割り振りについて

(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第4条の2 任命権者は、第2条から第2条の3までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の断続的な勤務を命じることができる。 2 任命権者は、公務のために臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命じることができる。 (年次有給休暇) 第8条 職員は、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)につき20日を超えない範囲内(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内)において、規則の定めるところにより年次有給休暇を受けることができる。 2 略	て別に定めることができる。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第4条の2 任命権者は、第2条から第2条の3までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の断続的な勤務を命じることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務を命じることができる。</u> 2 任命権者は、公務のために臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命じることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命じることができる。</u> (年次有給休暇) 第8条 職員は、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)につき20日を超えない範囲内(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内)において、規則の定めるところにより年次有給休暇を受けることができる。 2 略
--	--

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）新旧対照表（附則第5項関係）

改正前			改正後		
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)			(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)		
第9条 給与条例第21条(第3項及び第5項を除く。)、第21条の2及び第21条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員のうち、任期の定めが1会計年度内に6か月以上あるもの(規則で定めるものを除く。)その他これに相当するものとして規則で定めるものの期末手当の支給について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第9条 給与条例第21条(第3項及び第5項を除く。)、第21条の2及び第21条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員のうち、任期の定めが1会計年度内に6か月以上あるもの(規則で定めるものを除く。)その他これに相当するものとして規則で定めるものの期末手当の支給について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第21条第1項及び第21条第2項 略			第21条第1項及び第21条第2項 略		
第21条第4項	(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号に	略	第21条第4項	(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号に	略

	において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額			において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等)については、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	
第21条第6項 略			第21条第6項 略		

柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）新旧対照表（附則第6項関係）

改正前	改正後
附 則 (60歳を超える職員に対する経過措置) 2 職員(定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、<u>柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項から第24項までの規定の例により管理者が別に定める。</u>	附 則 (60歳を超える職員に対する経過措置) 2 職員(定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、<u>柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項から第25項までの規定の例により管理者が別に定める。</u>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏市条例第22号）新旧対照表（附則第7項関係）

改正前	改正後
附 則 (柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置) 第3条 第3条の規定による改正後の柏市一般職職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 2 略 3 前条第12項若しくは第13項又は同条第15項若しくは第16項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	附 則 (柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置) 第3条 第3条の規定による改正後の柏市一般職職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第17項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 2 略 3 前条第12項若しくは第13項又は同条第15項若しくは第16項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>

4 略 (柏市職員育児休業条例の一部改正に伴う経過措置) 第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の柏市職員育児休業条例第8条に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>とみなす。	4 略 5 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常勤職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 (柏市職員育児休業条例の一部改正に伴う経過措置) 第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の柏市職員育児休業条例第8条第2号に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>とみなす。
---	--